

## ～医療費が高額になりそうなとき～

突然の入院や手術で医療費が高額になりそう、慌ててお財布の中をのぞいたり、通帳とにらめっこしたり、でもそんなに慌てることはありません。

健保に「**健康保険限度額適用認定証**」を申請しましょう。（申請書は健保のHPからダウンロード出来ます）

「健康保険限度額適用認定証」を保険証と一緒に病院等に提示すると各々の所得区分に応じた決められた自己負担限度までのお支払となるため、窓口負担額が少なくて済みます。



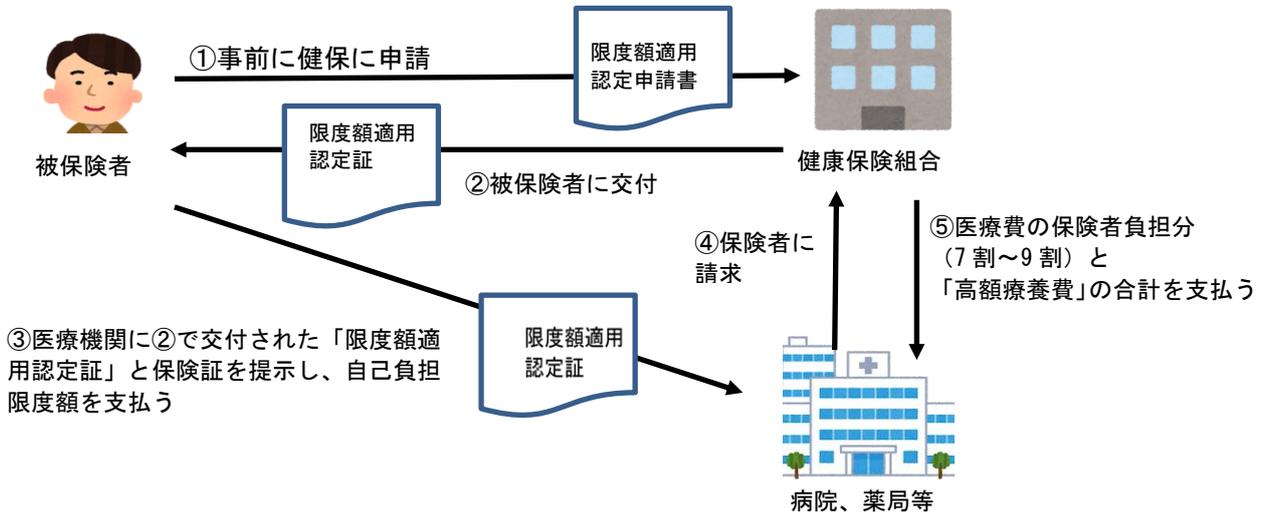
# 健保だより

平成 31 年 3 月 14 日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第 1031 号  
（平成 31 年 3 月 10 日発行）に掲載の  
「健保とあなた」と同じ内容です

※被保険者が住民税非課税の場合は非課税証明書を添付のうえ、健保に「健康保険限度適用・標準負担額認定申請書」を提出して下さい。

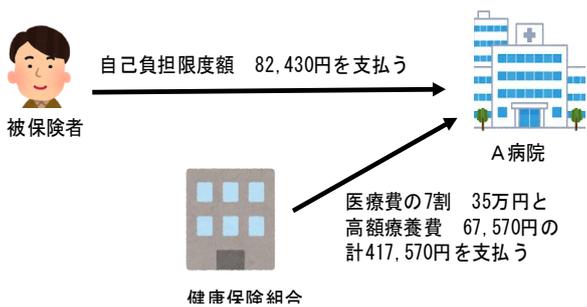
### 「限度額適用認定証」の申請の流れ



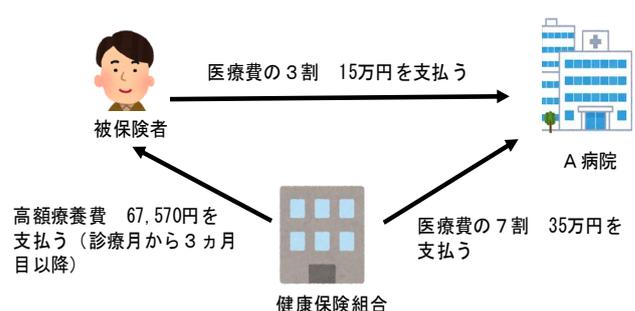
☆「健康保険限度額適用認定証」の有効期間は、健保が申請書を受け付けた月の1日から希望する月の月末（最長1年。但し所得区分の改定がある場合はその前月末）までです。入院や手術の予定が決まっている場合は早目に申請しましょう。

例) 所得区分ウ（標準報酬月額 28 万～50 万円）の被保険者（30 歳）のひと月の A 病院での医療費の総額が 50 万円だった。

#### 【限度額適用認定証を窓口で提示した場合】



#### 【限度額適用認定証を窓口で提示しない場合】



※食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は別途お支払いが必要です。